

令和8年度

体育・文化後援会定期総会（書面開催）



日 時 : 令和8年 5月 7日 (木)

場 所 : 書面開催

フォーム決議

(意思表示期間5月7日～5月21日)

上野原市立上野原中学校

## 令和8年度 体育・文化後援会 次第

### 議 事

- 第1号議案 令和7年度事業報告に関する件 白川 庶務・会計
- 第2号議案 令和7年度決算報告に関する件 白川 庶務・会計  
監査報告に関する件 会計監査委員
- 第3号議案 令和8年度（事業計画）予算案に関する件 白川 庶務・会計  
会費の徴収について



## 第1号議案 令和7年度事業報告

### （1）部活動の大会参加および活動の補助

※スクールバスを利用して大会に参加した場合は報告から除外します。

※詳しい試合結果は、本校ホームページ等でご確認ください。

#### ①常設部

野球部	選手権大会参加費
	総体参加費
	大会参加バス費用
	関東少年軟式大会参加費

バスケット部	県選手権大会高速代
	県選手権大会ガソリン代
	県選手権大会運転手謝礼
	選手権大会参加費
	総体参加費
	U15参加費
	県総体バス代
	チーム登録料
	新人大会参加費

バレー部	県選手権大会高速代
	支部総体バス代
	県選手権大会参加費
	総体参加費
	県総体バス代
	ジュニアバレー大会参加費
	新人大会参加費
	部費
	U 1 3 大会参加費

テニス部	新人大会バス代
	ワンタッチテント代
	支部総体バス代
	県総体バス代
	総体参加費
	選手権大会参加費
	選手権大会参加費
	総体参加費
	県新人大会バス代
	新人大会参加費
	新人大会参加費
	部費

サッカー部	県選手権大会参加費
	県選手権大会バス代
	支部総体バス代
	総体参加費
	県選手権大会運転手弁当代
	県選手権大会バスガソリン代
	県選手権大会バス高速代
	県選手権大会バス代
	新人大会参加費
	県新人大会バス高速代
	部費

吹奏楽部	連盟登録料
	楽譜使用料
	吹奏楽コンクール参加費、著作権費
	吹奏楽コンクール参加費振込手数料
	吹奏楽コンクール参加費振込手数料
	吹奏楽コンクールバス代
	吹奏楽コンクール輸送費
	アンサンブルコンテスト参加費等
	アンサンブルコンテストバス代
	部費

美術部	美術展送料
	部費

②季節部（柔道・空手・陸上・新体操）

陸上部	県陸上大会参加費
	総体参加費

新体操部	選手権大会参加費
	総体参加費

駅伝部	駅伝参加費
	駅伝大会 生徒弁当代

③その他、文化活動等

その他、 文化関係	2年 職業講話謝礼（菓子折）
	2年 職業講話謝礼
	2年 看護師職業講話
	2年生 理科実習費
	3年生心の教室 講師料、旅費
	芸術鑑賞教室花束代
	書道講師謝礼
	書道講師弁当代
	2年 座禅体験謝礼菓子代
	1年 創作ダンス指導講師代

# 第2号議案 令和7年度決算報告 監査報告

## 令和7年度 上野原中学校体育・文化後援会 決算(案)

収入総額 2,931,276 円  
 支出総額 1,470,230 円  
 差し引き残額 1,461,046 円

### 1 収入の部

	令和7年度予算額	令和7年度決算額	差額	備 考
繰越金	1,633,525	1,633,525	0	前年度繰越金
会 費	805,000	820,000	15,000	5000円×164世帯
補助金	700,000	475,411	-224,589	R7年度の大会参加費の減少によって減額
PTA補助	100,000	0	-100,000	PTA会費残金を年度末に繰り入れることが総会で決定
雑収入	0	2,340	2,340	貯金利息
	3,238,525	2,931,276	-307,249	

### 2 支出の部

	令和7年度予算額	令和7年度決算額	差額	摘 要
事務費	3,000	0	3,000	PTA会費からまとめて支出
大会費	1,650,000	1,423,571	226,429	
野球	200,000	44,651	155,349	大会参加交通費、参加費、部費等
男子バスケット	200,000	137,075	62,925	大会参加交通費、参加費、部費等
バレー	200,000	180,980	19,020	大会参加交通費、参加費、部費等
男女ソフトテニス	200,000	430,332	-230,332	大会参加交通費、参加費、部費等
柔道	50,000	0	50,000	活動なし
陸上	50,000	19,270	30,730	大会参加交通費、参加費
サッカー	200,000	200,346	-346	大会参加交通費、参加費、部費等
吹奏楽	200,000	274,240	-74,240	大会参加交通費、参加費、部費等
美術	200,000	7,430	192,570	出品費・部費
文化関係	100,000	85,247	14,753	講演会等の講師謝礼等
その他	50,000	44,000	6,000	新体操、1年創作ダンス等
事業費	200,000	5,000	195,000	社協バス登録料等
強化費	110,000	30,109	79,891	駅伝参加費、塩タブレット
修繕費	50,000	11,550	38,450	テニスコートラインテープ釘
予備費	1,225,525	0	1,225,525	
合 計	3,238,525	1,470,230	1,461,046	(収入の部決算額)-(支出の部決算額)

残金の 1,461,046 円は、令和8年度に繰り越します。  
 上記の通り、決算報告いたします。

令和8年3月30日

PTA会計 宮下 美和

庶務・会計 久島 宏

### 会計監査報告

令和7年度決算について、決算書及び帳簿、通帳等を監査した結果、出納は確実に処理されており、その計数が正確で、収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので報告します。

令和8年3月30日

会計監査 岡部 明恵  
 会計監査 山口 千恵  
 会計監査 森田 由紀

第3号議案 令和8年度（事業計画）予算案

令和8年度 上野原中学校体育・文化後援会 予算(案)

収入総額 3,680,392 円  
 支出総額 3,680,392 円  
 差し引き残額 0 円

1 収入の部

	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
繰越金	1,633,525	2,375,392	繰越金(体文1461046円、PTA914346円)
会 費	820,000	805,000	5000円×161世帯
補助金	475,411	500,000	市からの大会旅費・参加費補助
雑収入	2,340	0	
	2,931,276	3,680,392	

2 支出の部

	令和7年度決算額	令和8年度予算額	摘 要
事務費	0	3,000	封筒代・振込手数料
大会費	1,423,571	1,650,000	
男子バスケット	137,075	200,000	大会参加交通費、参加費、部費等
バレー	180,980	200,000	大会参加交通費、参加費、部費等
男女ソフトテニス	430,332	350,000	大会参加交通費、参加費、部費等
柔道	0	50,000	大会参加交通費、参加費、部費等
空手	0	50,000	大会参加交通費、参加費、部費等
陸上	19,270	50,000	大会参加交通費、参加費、部費等
サッカー	200,346	200,000	大会参加交通費、参加費、部費等
吹奏楽	274,240	200,000	大会参加交通費、参加費、部費等
美術	7,430	200,000	大会参加交通費、参加費、部費等
文化関係	85,247	100,000	大会参加交通費、参加費、部費等
その他	44,000	50,000	その他体育文化活動予備費
事業費	5,000	0	R8より大会費に組み入れて執行
強化費	30,109	50,000	駅伝参加費、生徒会部活動補助5万等
修繕費	11,550	71,060	テニスネット(35530円×2枚)
予備費	0	1,906,332	
合 計	1,470,230	3,680,392	

# 上野原中学校体育文化後援会会則

- 第1条 (名称)  
本会は上野原中学校体育文化後援会という。
- 第2条 (目的)  
本会は所属生徒の体位、体力、保健向上、および文化的創造力向上のために必要な物心両面の後援をすることを目的とする。
- 第3条 (事務所)  
本会は事務所を上野原中学校内に置く。
- 第4条 (会員)  
本会はPTA会員を正会員とし、本会の趣旨に賛同する地域の方を賛助会員とする。
- 第5条 (経費)  
本会の経費は会費と篤志寄付金による。会費の額は、一家庭年間5,000円とする。
- 第6条 (役員)  
本会に次の役員を置く。  
会 長 (PTA会長)  
顧 問 (PTA顧問)  
庶務会計 (教頭)  
会計監査3名 (PTA会計監査)
- 第7条 (役員を選出)  
会長は総会の承認を経て決定する。
- 第8条 (役員の任期)  
役員任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条 (役員の仕事)  
(1) 会長は本会を代表し、会の目的達成をはかる。  
(2) 顧問は重要事項について相談をうける。  
(3) 庶務会計は、規定に基づき経理を掌る。  
(4) 会計監査は、会計を監査する。
- 第10条 (総会)  
定期総会は、毎年年度当初に書面にて開催し、役員、予算、事業計画の承認、規定変更、その他重要事項を決定する。
- 第11条 (会則の改正)  
本会則は総会において、出席者の過半数の賛成により改正することができる。
- 第12条 (会計年度)  
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 付則  
1. この会則は平成19年 4月27日より施行する。  
2. この会則は、令和3年 5月12日一部改正し実施する。  
3. この会則は、令和7年 5月21日一部改正し実施する。

## 上野原中学校体育文化後援会旅費規定

- 1 この規定は上野原中学校の生徒及び職員に適用する。
- 2 この規定による旅費規定の対象となる大会は、県・支部小中体連、県・市教育委員会主催のもの、学校長が認めたものとする。

### 【体育部】

(1) 常設の部（ソフトテニス部・バレーボール部等）と季節部（空手部等）

- ①県選手権大会                      ②県総合体育大会                      ③県新人大会

県駅伝大会については、市の補助金のみとする

(2) 陸上部

- ①通信陸上大会                      ②県総合体育大会                      ③県新人大会

### 【文化部】

- ①山梨県吹奏楽コンクール（吹奏楽部）
- ②山梨県吹奏楽アンサンブルコンテスト（吹奏楽部）
- ③吹奏楽祭（吹奏楽部）
- ④芸術部門作品出展費（美術部等）

【部以外】部ではないが学校代表としての組織されたもの

- ①NHK全国学校音楽コンクール山梨県大会
- ②上野原市内音楽会

学校長の判断のもと、旅費審査する。

- 3 この規定による旅費の査定は次の通りとする。

### 【県大会】

(1) 生徒 交通費（JR運賃＋試合場所までのバス代）  
但し、特別の事情を認めたときはこの限りではない。

- 4 バスの利用については、できるだけ次の順序で手配する。

上野原市のスクールバス→民間のバス

- 5 大会の参加者が少なく、公共交通機関利用の方が安価な場合は、バス利用を避ける

- 6 支部大会については、会場がJR最寄り駅より離れている場合は、バス利用も考慮する。

その場合、顧問が学校長にバス利用の申し出をおこない判断をおおぐ。経費については、補助金を市教委に申請し、差額を体育文化後援会費で補う。

会費の徴収について

集金方法 1) 学校で集金袋と「体育文化後援会費の集金についての通知」を用意

2) 6月中旬までに一家庭5,000円を、生徒を通じた集金

※生徒には登校後速やかに集金袋が提出できるように指導しています、ご家庭でも集金袋を渡す際に一言お願いします。

平成30年4月29日 改訂

令和 7年5月21日 改訂